ACSES ニュースレター_２０４５号（2021 年３月１日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電気あんか)〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・令和３年春季全国火災予防運動の実施〈総務省消防庁〉
・労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 44 号）〈官報〉
・ジェネリック大手「日医工」に行政処分へ…花粉症・糖尿病の治療薬など自主回収が相次ぎ〈新聞報道〉
・労働基準関係法令違反に係る公表事案〈厚生労働省〉
・令和２年度自殺対策強化月間の主な取組みについて〈厚生労働省〉
・「悪質な海外ウェブサイト一覧」を更新しました!〈消費者庁〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 健康安全
◇「女性の健康週間」特設 Web コンテンツの公開について〈厚生労働省〉
[4] 食品安全衛生関係
◇輸入食品に対する検査命令の実施（インド産メボウキの種子及びベトナム産にんじん、その加工品）〈厚生労働省〉
[5] 温暖化対策関係
◇石炭火力の延命？　電力会社が「アンモニア」に熱い視線〈新聞報道〉
[6] 環境安全関係
◇瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案の閣議決定について〈環境省〉／きれいになりすぎて弊害も　瀬戸内海の排水規制を転換へ〈新聞報道〉
◇下関北九州道路に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
[7] 調査、公募、意見募集
　[公募、意見募集等]　１件　　[公募結果、意見募集結果]　２件
[8] その他省庁発表　　10 件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　５件　　[開催記録、報告、資料等]　　１件
[10] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件
[付録]
◇先生の勤務時間、アプリで記録　大学生ら開発、今春リリース〈新聞報道〉
◇大学等連携推進法人の認定等に関する規程（文部科学省告示第 17 号）〈官報〉

雪柳（ユキヤナギ）

◇大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件（文部科学省告示第 18 号）〈官報〉
◇大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件（文部科学省告示第 19 号）〈官報〉
◇専門職大学に関し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示（文部科学省告示第 20 号）〈官報〉
◇専門職大学院設置基準第六条の三第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件（文部科学省告示第 21 号）〈官報〉
◇専門職大学院設置基準第六条の三第三項の連携開設科目を開設する大学院等が協議すべき事項について定める件（文部科学省告示第 22 号）〈官報〉
◇短期大学設置基準第五条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件（文部科学省告示第 23 号）〈官報〉
◇短期大学設置基準第五条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件（文部科学省告示第 24 号）〈官報〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023270/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210226_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：54 件
うち重大事故等として通知された事案：30 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023271/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210226_02.pdf
1.事故情報(食中毒情報を除く。)：６件、2.リコール・自主回収情報:10 件、3.食中毒情報：８件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電気あんか)
＜消費者庁　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023276/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210226_01.pdf
特記事項:株式会社オーム電機が輸入した電気あんかのリコール(製品回収)
１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
（うち石油ストーブ（開放式）１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：１件
（うち電気あんか１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：２件
（うちリチウム電池内蔵充電器（喫煙具用）１件、キャリーカート１件）

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・令和３年春季全国火災予防運動の実施

＜総務省消防庁　2021 年 2 月 26 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/87a1d29e30043f45d84be226a03f253cf2fd98c1.pdf

１ 全国統一防火標語

『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

２ 目的

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

３ 実施期間

令和３年３月１日（月）～３月７日（日）

４ 実施内容

５の「重点目標」を踏まえ、全国の消防本部等において、防火防災に関する広報など、火災予防を推進するための取組が重点的に実施されます。なお、各地域の消防本部等において火災発生状況や地域特性等に応じた運動を展開します。

５ 重点目標

（１）住宅防火対策の推進（住宅用火災警報器の設置、維持管理の徹底等）

（２）乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

（３）放火火災防止対策の推進

（４）特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

（５）製品火災の発生防止に向けた取組の推進

（６）多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

（７）林野火災予防対策の推進

６ 住宅用火災警報器の設置、維持管理の徹底について

住宅用火災警報器の設置は、平成 16 年の消防法改正により、新築住宅は平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅は平成 23 年６月１日までの間で各自治体の条例で定める日から義務化されました。住宅用令和３年３月１日（月）から３月７日（日）まで『令和３年春季全国火災予防運動』が全国各地で実施されます。

火災警報器は、火災を感知するために常に作動しており、その電池の寿命の目安は約 10 年とされています。今後その多くが設置後 10 年を迎え、電池切れ等により火災時に適切に作動しなくなることが懸念されています。

このため消防庁では、住宅用火災警報器の設置の徹底や適切な維持管理を呼びかけるコンテンツとして、広報用映像を制作しており、広く国民が自由に視聴及びダウンロードできるよう消防庁ホームページに掲載しているほか、各種メディアや全国の消防機関等に提供しています。

７ 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進

地震火災を防ぐためには、感震ブレーカーの設置や家具類の転倒防止対策、安全装置などを備えた火気器具の普及を推進するなどの出火防止対策に加え、住宅用火災警報器、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具などの設置といった火災の早期覚知・初期消火対策、さらには地域の防災訓練や自主防災組織への参加といった、地域ぐるみの防火対策が重要です。

また、地震だけではなく、台風などの自然災害による停電発生時に懸念される通電火災を防ぐために、避難の際にはブレーカーを遮断するなどの対策も重要です。

このため、消防庁では、日常での地震火災対策について周知する映像資料及び地震火災を防ぐポイントをまとめたリーフレットを作成し、公開しているところであり、広く国民に地震火災対策を周知するため、引き続き、積極的に広報を行っていく予定です。

動画 URL：https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post-2.html

８ その他

本運動は、各消防本部等において、新型コロナウイルス感染症に関する政府方針等に留意し、感染拡大防止に十分に配慮した上で実施することとしています。

・労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 44 号）

［官報］ 令和３年２月 26 日 号外 第 41 号 177～179 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00041/20210226g000410177f.html

---

・ジェネリック大手「日医工」に行政処分へ…花粉症・糖尿病の治療薬など自主回収が相次ぎ

＜読売新聞 2021 年２月 27 日＞ https://www.yomiuri.co.jp/national/20210227-OYT1T50143/

富山県は２６日、後発医薬品（ジェネリック）製造大手「日医工」（富山市）に対して、３月中にも行政処分を行う方針を固めた。業務停止命令も視野に検討している。昨年から同社が製品の自主回収を相次いで行っていたため、県が調査していた。同社は、東証１部に上場する県内有数の企業として知られる。

県や同社によると、昨年の同社の調査で、富山第一工場（滑川市）で製造した製品について、成分の管理指標（基準）を超えるなどしていたことが分かった。そのため昨年４月から今年１月にかけ、自主回収を行った。同工場で製造して自主回収した品目は、花粉症などの抗アレルギー薬や消化器系の治療薬、糖尿病治療薬など計７５品目に及ぶ。

現時点で、同社の製品による重篤な健康被害は確認されていない。ただ、県は一連の問題を巡り、同社への調査を継続。今後、県の対応を正式に決定するが、県は「自主回収の品目が多く、生産管理体制に問題があったと言わざるを得ない」（幹部）と問題視しており、医薬品医療機器法に基づき、行政処分に踏み切る方針だ。

富山市に本社を置く日医工は１９６５年設立で、後発薬業界大手。手術に必要な抗菌薬「セファゾリン」や新型コロナウイルス治療に使われる抗炎症薬の製造・販売なども手がけている。昨年３月末の従業員数は１９５４人。

自主回収が相次いだことについて、同社は「医療関係者、患者の皆様に大変ご迷惑をおかけし、心配させてしまい申し訳ない。関連する自主調査は、品質管理体制の改善につながったと思う。今後も定期的にチェックを継続していく」としている。

・労働基準関係法令違反に係る公表事案

＜厚生労働省 2021 年２月 26 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2yMhOblL05KgKBFJY

・令和２年度自殺対策強化月間の主な取組みについて

＜厚生労働省 2021 年２月 26 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=b5eVZQ3_ZyYUnLj9Y

・「悪質な海外ウェブサイト一覧」を更新しました!

＜消費者庁 2021 年２月 26 日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/internet/assets/consumer_policy_cms105_210226_01.pdf

****

[2]［特集］新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

◇新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(2 月 27 日各自治体公表資料集計分)

＜厚生労働省 2021 年２月 28 日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17045.html

◇新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港・海港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省 2021 年２月 26 日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00231.html

・国内の発生状況について更新しました

＜厚生労働省 2021 年２月 27 日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省 2021 年２月 27 日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17038.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年２月 27 日版）

＜厚生労働省 2021 年２月 27 日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17037.html

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(2 月 26 日各自治体公表資料集計分)

＜厚生労働省　2021 年 2 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17036.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・コロナ感染「リバウンドが危ぶまれる」　「第 4 波」リスク潜む中の先行解除に警鐘も

＜京都新聞　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/517150

・新型コロナ変異株で感染再拡大の恐れ　ワクチン有効性にも影響か

＜京都新聞　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/516917

[対策・予防]

◇コロナの感染再拡大・リバウンドを防ぐ対応は 政府分科会が提言

＜NHK　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20210226c.html

卒業や入学、それに関わる会食など、例年らば人が集まる機会が増える時期を控え、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐにはどのようなことに注意したらよいのでしょうか。

新型コロナウイルス対策の政府の分科会は 25 日、再び感染を拡大させないための対策について提言をまとめました。分科会は緊急事態宣言が解除されると社会の雰囲気として感染対策がおろそかになる懸念があるとして「リバウンド」＝感染の再拡大を防ぐことが最重要課題だとしていて、会食の際の注意点や卒業旅行などを控えることなど具体的な対策を示しています。

会食については３つのポイントを示しています。

〇店の選び方は

換気が良く、座席どうしの距離も十分なこと。それに、適切な大きさのアクリル板が設置され混雑していないことをあげました。

〇食事の際は

また、食事は短時間で済ませ、深酒や大声はやめること、そして、会話の時はマスクを着用することとしています。

〇家族以外と会食の場合は

さらに、人数が増えるほど感染リスクが高まるとして、同居家族以外では、できればいつも近くにいる 4 人までにすることとしています。

そして、飲食店に対しては、二酸化炭素の濃度は 1000ppm を目安に換気や店内の人数を調整することや、会話の声が大きくならないよう音楽の音量を最小限にすることなどを求めています。このほか、仕事については、組織のトップが決意を示してリモートワークを行うことを求めています。

リバウンド＝感染の再拡大を防ぐために国や自治体は

また政府分科会は、国や自治体に対しても「リバウンド」＝感染の再拡大を防ぐための対応を求めました。

〇リバウンドの予兆を見つけ出すために

▽感染リスクが高いと思われる集団や場所では無症状者に焦点をあてた幅広い検査を行うこと

▽高齢者施設の職員への定期的な検査を着実に行うこと

〇予兆が確認された場合には

▽重点的な PCR 検査や営業時間の短縮要請などを行うこと

▽必要な場合には国が都道府県に対し、集中的な対応が可能となる「まん延防止等重点措置」を適用すること

◇省庁発表

・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（６指標）を更新しました。＜厚生労働省　2021 年２月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html

・「受診・相談センター/診療・検査医療機関等」について更新しました

＜厚生労働省　2021 年２月 26 日＞https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyou.html

・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました

＜厚生労働省　2021 年２月 26 日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました

＜厚生労働省　2021 年２月 26 日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について

＜厚生労働省　2021 年２月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17033.html

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2021 年２月 26 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jihikensa_00001.html

・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information System on COVID-19

＜厚生労働省　2021 年２月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html

・「水際対策に係る新たな措置について」更新しました

＜厚生労働省　2021 年２月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました

＜厚生労働省　2021 年２月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3SUn179N1ZSmLi1PY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・光触媒抗ウイルス加工製品の新型コロナウイルスを用いた評価による試験機関の紹介について

＜製品評価技術基盤機構　2021 年２月 19 日＞

https://www.nite.go.jp/nbrc/information/osiraseverificationbody.html

NITE バイオテクノロジーセンターでは、経済産業省からの要請に基づき、令和３年２月 19 日から、光触媒工業会の協力を得て、光触媒抗ウイルス加工製品の新型コロナウイルスを用いた評価による試験機関の紹介を開始いたしました。

国内の工場又は事業場で光触媒抗ウイルス加工製品を製造する者であって試験機関の紹介を希望する事業者（以下「製造業者」という。）は、本ページ掲載の「1. 試験機関の紹介プロセス」及び「2. 報告書の利用に当たっての留意事項」の PDF ファイルの内容をご確認及びご承諾いただいた上で、**NITE バイオテクノロジーセンターあて電子メール** vbms【@】nite.go.jp（メールを送る際は@の前後の【】を取ってご利用頂くか、画面下部のお問い合わせフォームをご利用ください。）**にてご依頼ください。**

＜参考：光触媒による抗ウイルス効果について＞

光触媒による抗ウイルス効果は、光エネルギーを吸収した触媒作用（酸化分解作用）により、光触媒表面に付着したウイルスの外膜を分解し、ウイルスの活性が抑制されることで得られます。

・米、Ｊ＆Ｊ製ワクチン許可へ　３例目、当局諮問委が勧告

＜時事ドットコム　2021 年２月 27 日＞

https://www.jiji.com/jc/article?k=2021022700335&g=int&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit

・一般接種、７月以降本格化　ワクチン、五輪前の終了困難

＜共同通信　2021 年２月 26 日＞　https://this.kiji.is/737978770875023360?c=39546741839462401

◇大学等関係

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(2/26 更新)

＜大学プレスセンター　2021 年２月 26 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(2/19 更新)

＜大学プレスセンター　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html
---

・教室ごとの混雑具合を一目で確認 東大がスマホアプリを開発
＜NHK　2021 年 2 月 28 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210228/k10012889641000.html
東京大学は、学内での新型コロナウイルスの感染対策として、教室ごとに混雑の具合をスマートフォンで一目で確認できるアプリを工学系の教員と学生が開発し、対策を徹底して新年度から対面での授業を増やすことを検討しています。
このアプリは「MOCHA」という名称で、東京大学工学系研究科の川原圭博教授などの教員が学生の有志とともに開発しました。
スマートフォンにアプリをダウンロードすると、設置した機器と連動して定員に対してどの程度、混雑しているか教室や図書館など部屋ごとに 3 段階に色分けして一目で把握することができます。また、利用者が新型コロナウイルスに感染したことがわかった場合、本人が同意すれば個人を特定しない形で接触した可能性がある人に通知することもできます。
このアプリは主に東京大学の駒場キャンパスにある教養学部と本郷キャンパスにある工学部の建物で使うことができ、教職員と学生のおよそ 2000 人が利用しているということです。大学の教員などが自主的に感染対策のアプリを開発して運用するのは珍しいということです。
東京大学はこのアプリを活用するなど感染対策を徹底して、新年度はオンラインでの授業に加えて可能なかぎり対面でも行うことを検討するとしています。
川原教授は「プライバシーにも配慮した仕組みにしていて、効果的に使ってもらいたい」と話していました。

・学校関係者における新型コロナウイルス感染症の感染状況について
＜文部科学省　2021 年 2 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afz2acwTnLp5cibK
文部科学省では、学校関係者に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合、学校の設置者に対し報告を求めています。学校が本格的に再開し始めた令和２年６月１日から令和３年１月 31 日までの間の感染状況について取りまとめましたので、お知らせします。
文部科学省では、関係省庁や学校の設置者と連携し、引き続き、感染症対策の徹底に取り組んでまいります。
1.学校関係者全体の感染状況
令和２年６月１日から令和３年１月 31 日までの間、児童生徒 12,107 人、教職員 1,586 人、幼稚園関係者 604 人の感染の報告がありました。全国的な感染者数の増加に伴い、1 月上中旬に多くの感染が報告されましたが、その後は減少傾向にあります。
2.児童生徒の感染状況
感染経路は小学校の児童の 79%が「家庭内感染」である一方、高等学校の生徒は、「家庭内感染」と「感染経路不明」がそれぞれ 33%、「学校内感染」が 25%となっています。
3.教職員の感染状況
感染経路は、「感染経路不明」が 55%、「学校内感染」が 12%でした。
4.同一の学校において複数の感染者が確認された事例の状況
「学校内感染」及び「感染経路不明」を含め、同一の学校において複数の感染者が確認された事例は、1,087 件あり、そのうち、5 人以上確認された事例は 236 件でした。
5. 幼稚園関係者の感染状況
幼稚園については、幼児 375 人、教職員 229 人の感染の報告がありました。
参考資料　　https://www.mext.go.jp/content/20210226-mext_kenshoku-000013078_11.pdf

****

[3] ***健康安全***

◇「女性の健康週間」特設 Web コンテンツの公開について
＜厚生労働省　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7OxQSnbQwIwuJ3ZY
「女性の健康週間」：毎年３月１日～３月８日
「女性の健康週間」特設 Web コンテンツ：知ろう！つくろう！女性の健康～みんなで学ぼう生理について～
URL：https://www.smartlife.mhlw.go.jp/womens_health2021

（「スマート・ライフ・プロジェクト」公式サイト内）

****

[4] ***食品安全衛生関係***

◇輸入食品に対する検査命令の実施（インド産メボウキの種子及びベトナム産にんじん、その加工品）

＜厚生労働省　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=d4-NfRXnfz4MhJblY

本日、以下のとおり輸入者に対して、食品衛生法第 26 条第３項に基づく検査命令（輸入届出ごとの全ロットに対する検査の義務づけ）を実施することとしたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
インド産メボウキの種子（バジルシード）	アフラトキシン	検疫所におけるモニタリング検査の結果、インド産メボウキの種子からアフラトキシンを検出したことから、検査命令を実施するもの。
ベトナム産にんじん及びその加工品（簡易な加工に限る。）	ヘキサコナゾール	検疫所におけるモニタリング検査の結果、ベトナム産にんじんからヘキサコナゾールを検出したことから、検査命令を実施するもの。

＜アフラトキシンについて＞

発がん性を有するカビ毒（アスペルギルス属の真菌により産生される）の一種。

＜インド産メボウキの種子のアフラトキシンに係る違反の内容＞

品名：生鮮メボウキの種子（BASIL SEEDS）

輸入者：石黒貿易株式会社

輸出者：AMAR INTERNATIONAL

届出数量及び重量：76 バッグ、1,896.20 kg

検査結果：アフラトキシン 14 μg/kg 検出（基準：含有してはならない）

届出先：名古屋検疫所

日本への到着年月日：令和３年２月４日

違反確定日：令和３年２月 18 日

貨物の措置状況：全量保管中

＜ヘキサコナゾールについて＞

１．農薬（殺菌剤）

２．許容一日摂取量（人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量）は、体重１kg 当たり 0.0047 mg/日であり、急性参照用量（人が 24 時間または、それより短い時間の間の経口摂取により、健康に影響がないとする摂取量）は体重１kg 当たり 0.25 mg です。

３．現実的ではありませんが、体重 60 kg の人が、ヘキサコナゾールが 0.02 ppm 残留したにんじんを毎日 14.1 kg 摂取し続けたとしても、一生涯の平均的な摂取量が許容一日摂取量を超えることはなく、また、１日に 750 kg 摂取したとしても、急性参照用量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

****

[5] ***温暖化対策関係***

◇石炭火力の延命？　電力会社が「アンモニア」に熱い視線

＜毎日新聞　2021 年 2 月 27 日＞

https://mainichi.jp/premier/business/articles/20210226/biz/00m/020/027000c

東京電力ホールディングス（HD）と中部電力が共同で設立した火力発電会社「JERA（ジェラ）」は、国内最大の発電事業者だ。同社は脱炭素の流れが強まる中、燃やしても二酸化炭素（CO2）を排出しないアンモニアを石炭火力発電に用いて、CO2 削減に取り組む方針だ。その取り組みの成否は石炭火力の将来を左右する試金石として注目されている。

2015 年に発足した JERA は東京電力と中部電力の火力発電部門、燃料調達部門などを統合し、現在は国内電力量の約 3 分の 1 を供給している。昨年 10 月には、50 年までに国内外の事業で排出する CO2 を実質ゼロにする目標を公表した。

これは菅義偉首相が同月、「50 年実質ゼロ」の脱炭素宣言を行うよりも少し前のことだった。JERA の小野田聡社長は「世界的に 50 年に脱炭素を目指す動きは広がっており、グローバルにも事業展開しているだけに、なんとしても実現しないと

いけない」と意気込む。
既存の石炭火力で活用
　脱炭素社会の実現に向けて、政府は非効率な石炭火力については段階的に削減していく方針だ。石炭火力に対する逆風が吹く中でも電力会社が既存の石炭火力を使い続けるには、CO2 排出量をできるだけ抑える必要がある。
　そこで JERA が注目しているのが、アンモニアだ。アンモニアは無色透明の気体で、特有の強い刺激臭があるため「劇物」に指定されている。現在は世界各地の化学工場で生産され、農作物の肥料や工業製品の原料に広く用いられている。
　アンモニアの分子式は「NH3」で水素（H）と窒素（N）で構成され、炭素（C）を含まない。このため、燃焼時に窒素酸化物（NOx）を排出するものの、CO2 を…
****
[6] ***環境安全関係***
◇瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案の閣議決定について
＜環境省　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/109207.html
　　法律案の概要
（１）栄養塩類管理制度の導入
（２）自然海浜保全地区の指定対象の拡充
（３）海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の発生抑制等に関する責務規定

・きれいになりすぎて弊害も　瀬戸内海の排水規制を転換へ
＜朝日新聞　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP2V6W7FP2VUBQU001.html
　瀬戸内海の水質が改善し、全体としてはきれいになりつつも、一部の地域ではきれいになったことでかえって生態系や漁業に悪影響が出ている。そんな状況を受け、沿岸の府県が各海域の実情に応じて水質を管理できるようになる。政府は 26 日、こうした内容を盛り込んだ「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正案を閣議決定した。

◇下関北九州道路に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/109171.html
****
[7] ***調査、公募、意見募集等***
[公募、意見募集等]
◇令和 3 年度国家課題対応型研究開発推進事業「原子力システム研究開発事業」の公募開始について
＜文部科学省　2021 年 2 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afz2acwTnLp5cibR

[公募結果、意見募集結果]
◇「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」実施（予定）機関の決定について
＜文部科学省　2021 年 2 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afz2acwTnLp5cibQ

◇「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」のうち特定放射光施設及び特定中性子線施設に係る利用促進業務実施機関の選定について
＜文部科学省　2021 年 2 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afz2acwTnLp5cibW
****
[8] ***その他省庁発表***
◇国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和３年政令第 10 号）
http://mailmaga.mext.go.jp/c/afzvacwRxSdj2ubJ
概要　　https://www.mext.go.jp/content/20210222-mxt-hojinka-000012970_1.pdf
国立大学法人法施行令の一部を改正する政令案要綱
第一　国立大学法人及び大学共同利用機関法人による出資の対象となる技術に関する研究の成果の活用を促進する事業の範囲を拡大すること。（第三条関係）
第二　この政令は、令和三年四月一日から施行すること。（附則関係）

◇大学設置基準等の一部を改正する省令（文部科学省令第９号）　---→ 次号掲載予定

［官報］　令和３年２月26日　号外　第41号　148～168頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00041/20210226g000410148f.html

---

◇大学等連携推進法人の認定等に関する規程（文部科学省告示第17号）

［官報］　令和３年２月26日　号外　第42号　64～66頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00042/20210226g000420064f.html

---

◇大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件（文部科学省告示第18号）

［官報］　令和３年２月26日　号外　第42号　66頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00042/20210226g000420066f.html

---

◇大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件（文部科学省告示第19号）

［官報］　令和３年２月26日　号外　第42号　66頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00042/20210226g000420066f.html

---

◇専門職大学に関し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示（文部科学省告示第20号）

［官報］　令和３年２月26日　号外　第42号　66頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00042/20210226g000420066f.html

---

◇専門職大学院設置基準第六条の三第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件（文部科学省告示第21号）

［官報］　令和３年２月26日　号外　第42号　67頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00042/20210226g000420067f.html

---

◇専門職大学院設置基準第六条の三第三項の連携開設科目を開設する大学院等が協議すべき事項について定める件（文部科学省告示第22号）

［官報］　令和３年２月26日　号外　第42号　67頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00042/20210226g000420067f.html

---

◇短期大学設置基準第五条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件（文部科学省告示第23号）

［官報］　令和３年２月26日　号外　第42号　67頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00042/20210226g000420067f.html

---

◇短期大学設置基準第五条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件（文部科学省告示第24号）

［官報］　令和３年２月26日　号外　第42号　67頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00042/20210226g000420067f.html

------> 末尾［付録］

◇令和３年度開設予定の大学の学部等の設置届出について（令和２年12月分）

http://mailmaga.mext.go.jp/c/afz2acwTnLp5cibU

****

［9］ ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第 12 回職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会　資料　　３月１日

＜厚生労働省　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4uJeRHjezoIgL3hY

（1）中間とりまとめの具体的進め方について

（2）化学物質管理を担う専門家について

（3）化学物質による遅発性疾病の把握について

（4）その他

配付資料一覧

資料１ 中間とりまとめに基づく具体的な進め方

資料２ 化学物質管理を担う専門家について

資料３ 化学物質による遅発性疾病の把握について

参考資料 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会中間とりまとめ

・薬事・食品衛生審議会　医薬品等安全対策部会を開催します　　３月 12 日、Ｗｅｂ会議

＜厚生労働省　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=N8_NPVWnP35MxPalY

議題１．医薬品等の市販後安全対策について

議題２．医薬品等の副作用等報告の状況について

議題３．医薬品の感染症定期報告の状況について

議題４．その他

・労働基準法施行規則第３５条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会　　3 月 5 日、オンライン

＜厚生労働省　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xsZ6YFz66qYECdxY

・第７回「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会」を開催します（オンライン会議）３月５日

＜厚生労働省　2021 年 2 月 26 日＞https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4OBcRnrczIAiLnpY

・労働基準法施行規則第 35 条別表第１の２第４号の１の物質等の検討について

・その他

・「脱炭素都市国際フォーラム」開催について　　３月 17 、18 日、オンライン

＜環境省　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/109217.html

---

[開催記録、報告、資料等]

・令和２年度第 10 回医薬品等安全対策部会安全対策調査会 議事録　　1 月 15 日

＜厚生労働省　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6upWTHDWxoooLvBY

****

[13] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・長野県における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出（野鳥国内 51 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について

＜環境省　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/109263.html

・富山県における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出（野鳥国内 55 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について

＜環境省　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/109262.html

・栃木県における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出（野鳥国内 52、54 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について

＜環境省　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/109261.html

****

[付録]

◇先生の勤務時間、アプリで記録　大学生ら開発、今春リリース

＜朝日新聞　2021 年 2 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S14815988.html

先生がスマホを持っていれば、学校に何時間いたか、残業は何時間だったかが自動的に記録される。そんな無料アプリを大学生らが開発した。「タイムカードは押さずに仕事をする先生もおり、アプリの方が客観的に記録できる」とメンバーは話す。

■タイムカードの代わり／位置情報で客観的に

無料アプリは「Ｗｏｒmat（ウォーマット)」で、この４月にリリースする予定。

教員免許状を持つ埼玉大大学院生の岡田龍さん(26)、東京学芸大の石原勇太さん(24)とその友人の大学生の３人が考案した。岡田さんと石原さんは教員の働き方を考える学生団体のメンバーでもある。

現場の先生の話を聞き、教員の超勤訴訟を支援するなかで、教員に労働時間の記録がなく、過労死しても公務災害としてなかなか認められないことを知った。

先生たちに聞くと、タイムカードが普及しても押さずに仕事を続ける先生がおり、客観的な記録がとれていない実態も浮かんだ。そこでICT（情報通信技術）に詳しい友人とともに、スマホの位置情報を利用したアプリを考えた。

自分の学校名を検索すると、画面にピンの立った地図が出てくる。そこで学校の大きさを半径100㍍などと入力。ピンを中心にした円に入って出るまでの時間を「在校時間」としてカウントできるようにした。

「残業時間」も計算でき、過去３年間の記録を保存してグラフにできるようにもした。アプリは、多くの先生にダウンロードしてもらいたくて無料にした。

自作の指導案とプリントを掲載して共有したり、他の指導案などを閲覧したりできるサイト「Liberus（リベラス)」は、パソコンやタブレット、スマホで使えるようにし、こちらは有料。料金は月680円で検討している。「教育実習では指導案をネットで検索しないように言われたが、先行研究を調べないのはおかしいと思った」と石原さん。学年や教科、科目名、単元の名前を入れると検索できる。

埼玉大の高橋哲准教授（教育法学）らのコラムや教員志望の学生の協力を得て、現場の先生にインタビューしたり、会員の知りたいテーマを取材したりするコーナーもある。

３人はサービスを提供する株式会社「EduCrew（エデュクルー)」を立ち上げる。「教育の海を航海している船の乗組員として学び合える場にしたい」と岡田さんは話す。

無料アプリの情報は、件名に「メーリングリスト追加」、本文に名前と都道府県名、職業を書いて「post@educrew.jp」に送信すれば、メールで受け取れる。

以下　上記［8］関係

◇<u>大学等連携推進法人の認定等に関する規程（文部科学省告示第17号）</u>

［官報］　令和３年２月26日　号外　第42号　64～66頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00042/20210226g000420064f.html

〇文部科学省告示第17号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第一項第二号（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条の二第一項第二号及び第六十一条第五項、大学院設置基準第三十三条第三項、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第一項第二号及び第三十四条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五条の二第一項第二号及び第三十八条第四項並びに専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条の二第一項第二号及び第五十八条第四項の規定に基づき、大学等連携推進法人の認定等に関する規程を次のように定める。

令和３年２月26日　　文部科学大臣　　萩生田光一

大学等連携推進法人の認定等に関する規程

（趣旨）

第一条　大学設置基準第十九条の二第一項第二号（大学院設置基準第十五条において準用する場合を　含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項第二号、専門職大学院設置基準第六条の三篤一項　第二号、短期大学設置基準第五条の二第一項第二号及び専門職短期大学設置基準第八条の二篤一項　第二号の規定による大学等連携推進法人の認定等に

関する事項については、この規程の定めるとこ　ろによる。
（定義）
第二条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　設置者　大学を設置する者をいう。
二　大学等連携推進業務　次に掲げる業務をいう。
イ　連携開設科目、共同教育課程又は共同教職員研修に関する事務の管理
ロ　一の大学が当該大学以外の者から委託を受けて、又はこれと共同して行う研究のあつせん
ハ　その他二以上の大学の間の教育研究活動等に関する連携の推進に資する業務
三　連携開設科目　大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項又は専門職短期大学設置基準第八条の二第一項に規定する連携開設科目をいう。
四　共同教育課程　大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第五十九条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職大学院設置基準第三十二条第二項、短期大学設置基準第三十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十六条第一項に規定する共同教育課程をいう。
五　共同教職員研修　大学設置基準第二十五条の三若しくは第四十二条の一三専門職大学設置基準第二十条若しくは第五十八条、大学院設置基準第十四条の三若しくは第四十三条、専門職大学院設置基準第十一条、短期大学設置基準第十一条の三若しくは第三十五条の三又は専門職短期大学設置基準第十七条若しくは第五十五条に規定する研修のうち、二以上の大学の教職員に共通して行うものをいう。
六　大学等連携推進方針　二以上の大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。
（認定の基準）
第三条　大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。
一　二以上の設置者を社員とする一般社団法人であること。この場合において、その社員には、設置者以外の者を含めることを妨げない。
二　その社員である二以上の設置者がそれぞれ設置する大学（第五号及び第六号において「参加大学」という。）に係る大学等連携推進業務を行うことを主たる目的とし、その旨を定款で定めているものであること。
三　大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
四　大学等連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の次に掲げる関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
イ　当該一般社団法人の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）又は使用人
ロ　当該一般社団法人の社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八　年法律第四十八号）第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出者
ハ　イ及びロに掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
ニ　イ、ロ及び八に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ホ　ハ及び二に掲げる者のほか、イ又はロに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する　者
五　参加大学に係る大学等連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって参加大学に係る大学等連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
六　次に掲げる事項を記載した大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表しているものであること。
イ　参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義に関する事項
ロ　参加大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成（その実施についての当該参加大学の役割分担を含む。）その他のイに掲げる連携の内容及びその目標に関する事項
ハ　当該一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項
ニ　その社員のうちに設置者以外の者が含まれる場合にあっては、設置者以外の社員が実施するイに掲げる連携の推進に関する事項
七　社員の資格の得喪に関して、当該一般社団法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

八　社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

イ　社員の議決権に関して、当該一般社団法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

ロ　社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。

九　設置者である社員（第六条第一項第四号において「参加法人」という。）の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。

十　代表理事を一人置いているものであること。

十一　理事会を置いているものであること。

十二　役員について、次のいずれにも該当するものであること。

イ　各役員について、当該役員、その配偶者又は三親等内の親族である役員及び次に掲げる者である役員の合計数が役員の総数の三分の一を超えないこと。

⑴　当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

⑵　当該役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

⑶　⑴及び⑵に掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

ロ　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

⑴　大学等連携推進法人が第九条第二項の規定によりその認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該大学等連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

⑵　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の教育又は研究に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

⑶　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次号ロにおいて「暴力団員等」という。）

十三　次のいずれにも該当しないものであること。

イ　第九条第二項の規定により大学等連携推進法人の認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

ロ　暴力団員等がその事業活動を支配するもの

（認定の申請）

第四条　大学等連携推進法人の認定を受けようとする一般社団法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。この場合において、インターネットの利用により第一号、第五号、第六号及び第七号に掲げる書類を公表している場合には、当該申請書にその旨及び当該書類を公表しているホームページアドレスを記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　定款

二　登記事項証明書又はその写し

三　社員の氏名又は名称及び住所を記載した書類

四　役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

五　事業計画書及び収支予算書

六　大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする貸借対照表

七　大学等連携推進方針

八　その他前条各号に掲げる基準に適合することを証する書類

２　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　当該一般社団法人の名称及び代表理事の氏名
二　当該一般社団法人の主たる事務所の所在地３　第一項の申請を行う一般社団法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成　十八年法律第四十九号）第二条第一号に規定する公益社団法人である場合における第一項の適用に　ついては、同項第八号中「前条各号」とあるのは、「前条各号（第四号、第七号、第八号、第十十一、第十二号（ロ⑴及び⑵を除く。）及び第十三号ロを除く。）」とする。
（公示）
第五条　文部科学大臣は、大学等連携推進法人の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。次条第一項の規定による変更の届出があったとき及び第九条第一項又は第二項の規定により認定を取り消したときも同様とする。
２　前項の規定による公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程又はその他の別を付して行うものとする。
（届出）
第六条　大学等連携推進法人は、次に掲げる事項について変更があった場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
一　名称及び代表理事の氏名の変更
二　主たる事務所の所在地の変更
三　大学等連携推進方針の変更
四　社員及び参加法人が設置する大学の変更
五　大学等連携推進業務に係る定款の変更
２　大学等連携推進法人は、解散する場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
３　第四条第三項の規定の適用を受けた大学等連携推進法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しを受けた場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
（事業報告書等）
第七条　大学等連携推進法人は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、これを五年間公表しなければならない。
一　当該事業年度の事業報告書
二　当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書
三　当該事業年度の監事の監査報告書
２　大学等連携推進法人は、インターネットの利用により前項各号の書類を公表している場合には、当該書類を公表しているホームページアドレスを記載した書類の提出をもって前項の規定による当該書類の提出に代えることができる。
３　大学等連携推進法人は、定款、社員の氏名又は名称が記載された名簿及び役員の氏名が記載された名簿を公表しなければならない。
（報告の徴収等）
第八条　文部科学大臣は、この規程の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、大学等連携推進法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。
（認定の取消し等）
第九条　文部科学大臣は、大学等連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その認定を取り消さなければならない。
一　解散したとき。
二　文部科学大臣に認定の取消しの申請をしたとき。
２　文部科学大臣は、大学等連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その認定を取り消すことができる。
一　偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
二　第三条の基準に適合しなくなったとき。

三　前条の規定により求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四　前各号のほか、教育若しくは研究に関する法令又は当該法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

３　文部科学大臣は、大学等連携推進法人が前項第二号に該当することとなったことを理由として同項の規定による取消しをしようとするときは、当該大学等連携推進法人にあらかじめその旨を通知するとともに、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をするものとする。

（電磁的記録による申請等）

第十条　この規程の規定に基づき文部科学大臣に申請、届出その他の通知（以下この条において「申請等」という。）を行う場合には、書面等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第五号に規定する書面等をいう。以下この項及び次条において同じ。）に代えて、電子情報処理組織（申請等を行う者及び文部科学大臣の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下次項において同じ。）を使用して書面等に係る電磁的記録（同法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。以下次条において同じ。）により行うことができる。

２　前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、文部科学大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に文部科学大臣に到達したものとみなす。

（電磁的記録による作成等）

第十一条　この規程の規定に基づき大学等連携推進法人が書面等を作成し、又は保存する場合には、書面等に代えて電磁的記録により行うことができる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件（文部科学省告示第 18 号）

［官報］　令和３年２月 26 日　号外　第 42 号　66 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00042/20210226g000420066f.html

○文部科学省告示第 18 号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第一項第一号（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同令を実施するため、大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を次のように定める。

令和３年２月 26 日　　文部科学大臣　　萩生田光一

１　大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一　当該大学の設置者において、その設置する二以上の大学（専門職大学及び短期大学を含む。以下同じ。）による連携した教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し、公表していること。

二　前号の方針において、次に掲げる事項が記載されていること。

イ　当該連携した教育研究活動の実施を中核となって行う者に関する事項

ロ　当該二以上の大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成の継続的かつ安定的な実施のため必要な事項

ハ　その実施についての当該二以上の大学の役割分担に関する事項

三　第一号の方針の下、当該二以上の大学の間の緊密な連携協力体制が継続的に運用されていること。

２　当該大学の設置者は、その策定した前項第一号の方針（当該方針を変更した場合にあっては、変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件（文部科学省告示第 19 号）

［官報］　令和３年２月 26 日　号外　第 42 号　66 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00042/20210226g000420066f.html

○文部科学省告示第 19 号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について次のように定める。

令和３年２月 26 日　　文部科学大臣　　萩生田光一

大学設置基準第十九条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項は、次のとおりとする。

一　授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画に関する事項
二　学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する事項
三　履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項
四　前三号に掲げるもののほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇<u>専門職大学に関し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示（文部科学省告示第 20 号）</u>

［官報］　令和３年２月 26 日　号外　第 42 号　66 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00042/20210226g000420066f.html

○文部科学省告示第 20 号

専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条の二第一項第一号及び第三項並びに専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条の二第一項第言可及び第三項の規定に基づき、専門職大学に関し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和３年２月 26 日　　文部科学大臣　　萩生田光一

専門職大学に関し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示

（平成二十九年文部科学省告示第百九号の一部改正）

第一条　平成二十九年文部科学省告示第百九号（専門職大学に関し必要な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

第九条を第十一条とし、第一条から第八条までを二条ずつ繰り下げ、第一条及び第二条として次の二条を加える。

第一条　専門職大学設置基準第十一条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等については、令和三年文部科学省告示第十八号（大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件）の規定を準用する。

第二条　専門職大学設置基準第十一条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和三年文部科学省告示第十九号（大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件）の規定を準用する。

（平成二十九年文部科学省告示第百十号の一部改正）

第二条　平成二十九年文部科学省告示第百十号（専門職短期大学に関し必要な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

第九条を第十一条とし、第一条から第八条までを二条ずつ繰り下げ、第一条及び第二条として次の二条を加える。

第一条　専門職短期大学設置基準第八条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等については、令和三年文部科学省告示第二十三号（短期大学設置基準第五条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件）の規定を準用する。

第二条　専門職短期大学設置基準第八条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和三年文部科学省告示第二十四号（短期大学設置基準第五条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件）の規定を準用する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇専門職大学院設置基準第六条の三第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件（文部科学省告示第 21 号）

［官報］　令和３年２月 26 日　号外　第 42 号　67 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00042/20210226g000420067f.html

○文部科学省告示第 21 号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第一項第一号の規定に基づき、並びに同令を実施するため、専門職大学院設置基準第六条の三第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を次のように定める。

令和３年２月 26 日　　文部科学大臣　　萩生田光一

１　専門職大学院設置基準第六条の三第一項第一号の文部科学大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一　当該専門職大学院を置く大学の設置者において、その設置する二以上の大学院による連携した教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し、公表していること。

二　前号の方針において、次に掲げる事項が記載されていること。

イ　当該連携した教育研究活動の実施を中核となって行う者に関する事項

ロ　当該二以上の大学院における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成の継続的かつ安定的な実施のため必要な事項

ハ　その実施についての当該二以上の大学院の役割分担に関する事項

三　第一号の方針の下、当該二以上の大学院の間の緊密な連携協力体制が継続的に運用されていること。

２　当該専門職大学院を置く大学の設置者は、その策定した前項第一号の方針（当該方針を変更した場合にあっては、変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇専門職大学院設置基準第六条の三第三項の連携開設科目を開設する大学院等が協議すべき事項について定める件（文部科学省告示第 22 号）

［官報］　令和３年２月 26 日　号外　第 42 号　67 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00042/20210226g000420067f.html

○文部科学省告示第 22 号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第三項の規定に基づき、専門職大学院設置基準第六条の三第三項の連携開設科目を開設する大学院等が協議すべき事項について次のように定める。

令和３年２月 26 日　　文部科学大臣　　萩生田光一

専門職大学院設置基準第六条の三第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学院及び当該連携開設科目を開設する他の大学院が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項は、次のとおりとする。

一　授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画に関する事項

二　学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する事項

三　履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇短期大学設置基準第五条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件（文部科学省告示第 23 号）

［官報］　令和３年２月 26 日　号外　第 42 号　67 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00042/20210226g000420067f.html

○文部科学省告示第 23 号

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五条の二第一項第一号の規定に基づき、並びに同令を実施するため、短期大学設置基準第五条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を次のように定める。

令和３年２月 26 日　　文部科学大臣　　萩生田光一

１　短期大学設置基準第五条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一　当該短期大学の設置者において、その設置する二以上の大学による連携した教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し、公表していること。

二　前号の方針において、次に掲げる事項が記載されていること。

イ　当該連携した教育研究活動の実施を中核となって行う者に関する事項

ロ　当該二以上の大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成の継続的かつ安定的な実施のため必要な事項

ハ　その実施についての当該二以上の大学の役割分担に関する事項

三　第一号の方針の下、当該二以上の大学の間の緊密な連携協力体制が継続的に運用されていること。

２　当該短期大学の設置者は、その策定した前項第一号の方針（当該方針を変更した場合にあっては、　変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇短期大学設置基準第五条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件（文部科学省告示第 24 号）

［官報］　令和３年２月 26 日　号外　第 42 号　67 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00042/20210226g000420067f.html

〇文部科学省告示第 24 号

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五条の二第三項の規定に基づき、短期大学設置基準第五条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について次のように定める。

令和３年２月 26 日　　文部科学大臣　　萩生田光一

短期大学設置基準第五条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項は、次のとおりとする。

一　授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画に関する事項

二　学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する事項

三　履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

********** 以上 **********